

伊佐市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月26日（火）午前9時02分から10時23分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室

3. 出席委員 (24人)

会長 13番委員

委員

農業委員

1番委員 7番委員
3番委員 9番委員
4番委員 10番委員
5番委員 11番委員
6番委員 12番委員

農地利用最適化推進委員

1番推進委員 8番推進委員
2番推進委員 9番推進委員
3番推進委員 10番推進委員
5番推進委員 11番推進委員
6番推進委員 14番推進委員
7番推進委員 15番推進委員

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 7番委員 9番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長

農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時02分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第9回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしくお願ひします。

議長 皆様おはようございます。今年最後の総会になりました。皆様のおかげで無事総会を開催することができました。1年間お疲れ様でございました。まだ寒い日が続きますので体に気を付けて活動をお願いいたします。

また、今事務局の方からあったとおり、総会終了後、県農業会議による農業者年金についての研修会を計画されておりますので、農業者年金の推進を1月からしてもらうことになりますのでよろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。7番農業委員と9番農業委員にお願いいたします。皆様にお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。

只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 ————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」と、報告2号「農地の利用目的変更」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから3ページで農業経営基盤強化促進法による解約が11件、中間管理機構経由解約が1件の計12件です。

報告2号「農地の利用目的変更」につきまして、追加で配布した資料をご覧ください。報告2号「農地の利用目的変更」についての整理番号1番につきまして、去る12月21日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

番号1番の申請人OKさんは、伊佐市大口曾木に居住され年齢は84歳です。

申請地は伊佐市大口曾木字原3635番1で地目は畠、地積は3,376m²で、場所は曾木小学校から北西へ約1kmに位置しています。耕作の利便性の向上を図るために申請地の一角に農業用倉庫30m²を作成することでした。申請書類として、農業用生産施設届及び農地利用目的変更届に、全部事項証明書、地籍図、配置図が添付しております。

		以上のことから、本届出は適切であると思われますことを報告いたします。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。
議長		報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。
————— 議案第1号 ————		
議長		なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。
事務局		議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち貸借について説明いたします。11ページの総括表をご覧ください。期間は3年から15年で面積は109,610m ² で利用権を設定する者の数が31人、設定を受ける者の数は22人です。土地の詳細につきましては、資料4ページから10ページ、番号1番から32番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長		事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)		
議長		なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)		
議長		賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。
————— 議案第2号 ————		
議長		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

	いて提案いたします。
議長	整理番号 1 番から 13 番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。
	整理番号 1 番、2 番について、7 番農業委員の報告を求めます。
7 番農業委員	<p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 1 番につきまして、去る 12 月 21 日に現地調査を行いましたので、7 番が報告いたします。</p> <p>整理番号 1 番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社 I です。渡し人 MT さんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は 47 歳です。申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山 1417 番 54、地目は畠、地積は 6,935 m² の使用貸借権で期間は 10 年です。</p> <p>農業従事者は 3 名、通作距離は約 4 km で現況は遊休農地です。受人が遊休農地解消のため営農型太陽光発電施設を計画し、下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わります。</p> <p>続きまして整理番号 2 番について、同日に調査しましたので報告します。</p> <p>申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社 T です。渡し人は整理番号 1 番と同様です。整理番号 2 番の区分地上権につきましては、議案第 3 号農地法第 5 条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は 10 年間です。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号 3 番から 4 番について、5 番農業委員の報告を求めます。
5 番農業委員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 3 番と 4 番につきまして、去る 12 月 21 日に現地調査を行いましたので、5 番が報告いたします。

整理番号3番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社Iです。渡し人INさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は89歳です。申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山1420番8ほか1筆、地目は全て畠、地積は2筆合計3,408m²の使用貸借権で期間は10年です。

農業従事者は3名、通作距離は約4kmで現況は遊休農地です。受人が遊休農地解消のため営農型太陽光発電施設を計画し、太陽光パネル下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

整理番号4番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社Tです。

渡し人は整理番号3番と同様です。整理番号4番につきましては、議案第3号農地法第5条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は10年間です。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わりります。

議長 整理番号5番、6番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番と6番につきまして、去る12月21日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

整理番号5番、申請人OKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は44歳です。

渡し人THさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山1215番1、地目は畠、地積は1,314m²で申請目的は使用貸借権で期間は10年です。

農業従事者は2名で、通作距離は約4kmで現況は良く管理された農地です。受人が計画中の営農型太陽光発電施設の太陽光パネル下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

整理番号6番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社Tです。

渡し人は整理番号5番と同様です。整理番号6番につきましては、議案第3号農地法第5条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽

光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は10年間です。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わりります。

議長 整理番号7番について、12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る12月21日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 IRさんは、大阪府枚方市楠葉丘に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字小苗代原2512番2、地目は畠、地積は1,146m²の所有権移転贈与になります。

農業従事者は4名で、自宅に隣接している農地で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、10番農業委員の報告を求めます。

1 0 番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る12月23日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 MKさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 KAさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字池ノ下511番3で、地目は田、地積は1,749m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約80mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わります。

議長	整理番号9番について、3番農業委員の報告を求めます。
3番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る12月22日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。</p> <p>申請人 OKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は27歳です。 渡し人 OKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は84歳です。 申請地は、伊佐市大口曾木字原3635番1ほか1筆、地目は全て畠、地積は2筆合計で4,767m²の所有権移転贈与になります。</p> <p>農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約400mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わりります。</p>
議長	整理番号10番について、6番農業委員の報告を求めます。
6番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る12月19日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。</p> <p>申請人 HKさんは、伊佐市大口鳥巣に居住され、年齢は46歳です。 渡し人 MYさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は54歳です。 申請地は、伊佐市大口鳥巣字一ノ宮水流585番、地目は田で、地積は2,268m²の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約300mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号11番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る12月21日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 MKさんは、鹿児島市宇宿に居住される市外住民で年齢は 62 歳です。

渡し人 SJさんは、霧島市国分清水に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口篠原字新牟田 1109 番 1、地目は田で、地積は 557 m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は 1 名で、通作距離は自宅から約 70 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は現在トラクターのみですが必要な機械は全てリースにより対応することです。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わりります。

議長 整理番号 12 番について、1 番農業委員の報告を求めます。

1 番 農業委員 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 12 番につきまして、去る 12 月 23 日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。

申請人 BHさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は 35 歳で、新規就農者です。

渡し人 SNさんは、鹿児島市武に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口原田字水流 921 番ほか 4 筆、地目は全て田で、地積は 5 筆合計 5,373 m² の所有権移転売買になります。

農業従事者は 2 名で、通作距離は自宅から約 2 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 13 番について、4 番農業委員の報告を求めます。

4 番 農業委員 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 13 番につきまして、去る 12 月 19 日に現地調査を行いましたので、4 番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は 50 歳です。

渡し人 MTさんは、鹿児島市吉野に居住される市外住民で外 4 名も市外住民です。

申請地は、伊佐市大口篠原字中川原 175 番、地目は田で、地積は 3,824 m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は 2 名で、通作距離は自宅から約 200m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしますと、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりましたが、その前に区分地上権、5 条でも地上権が出てきます。この地上権について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局より説明いたします。地上権とは、土地の貸し借りを保証する借地権の 1 種になります。借地権は大きく賃借権と地上権の 2 つに分けられ、2 つの違いは借りる側の権利の強さです。賃借権で土地を借りた場合は、借りた側が借りた土地に建物を建てたり増築または改修するなど状況を変更したい場合、また、建てた土地を他人に譲渡したりする場合は、地主の許可が必要となります。ここで今回出てきた地上権ですが、地上権によって土地を借りた側はその土地に建物を建築したり増築改修する際、地主の承諾を必要としません。また、建物を他人に譲渡したり貸し出したりする場合も地主の許可は不要となるため、途中で受益者が変わる可能性がある太陽光発電施設に関しては地上権を設定する事例がこれから増える可能性がありますので審査の際はよろしくお願ひいたします。また、区分地上権と地上権の違いですが、地上権が空中、地下も含めた土地全体を使用する権利であるのに対し、区分地上権はその土地の空中または地下のみを使用する権利になります。ですから今回営農型に関しましては区分地上権、この次にでてくる 5 条の第 1 号議案については地上権となっていますが、営農型に関しましては土地の部分的な使用については耕作者が耕作する部分と支柱部分に分かれます。また、地上権になると土地全体を使用することになるのでこの権利が分かれる際に扱いが難しくなるため区分地上権で土地部分については支柱部分と耕作する部分に分け、空中の営農型太陽光発電施設の部分だけ区分地上権が設定されております。5 条の第 1 号については、譲受人が太陽光設置者であり土地も空中部分もすべて管理するので地上権の貸借となっております。以上で説明を終わります。

議長 地上権について説明をさせていただきました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議長		賛成多数。よって整理番号1番から13番については許可が決定いたしました。
		整理番号14番につきましては、この案件は4番農業委員が代理人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。
		関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、4番農業委員の退席をお願いします。
		(4番農業委員退席)
議長		9番農業委員の報告を求めます。
9番		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号14番につきまして、去る12月21日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。
		申請人 TAさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は72歳です。
		渡し人 TYさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は78歳です。
		申請地は、伊佐市大口里字青木ヶ島2774番4、地目は田で、地積は329m ² の所有権移転贈与になります。
		農業従事者は1名で、通作距離は自宅の前で現況は良く管理された農地です。新規就農者であり、営農計画書を添付しており経営意欲はあります。申請地を取得した後は、野菜を生産することです。
		以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付しております。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号14番

について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 14 番は、許可が決定しました。ここで、4 番農業委員の入室をお願いします。
(4 番農業委員着席)
4 番農業委員、許可が決定いたしました。

議長 案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 14 件について、14 件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第 3 号 ————

議長 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号 1 番について 1 番農業委員の報告を求めます。

1 番 農業委員 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 1 番について、去る 12 月 21 日、申請人の代理人である T 行政書士の立会いのもと、2 番推進委員、3 番推進委員、1 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、私 1 番が報告いたします。

譲受人は、京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町に所在する K 株式会社です。

譲渡人は、伊佐市大口篠原にお住いの A S さんで年齢は 78 歳です。

本申請は、地上権設定による賃貸借で転用目的は太陽光発電施設であります。パネル枚数が 214 枚、98.44 kW の発電計画で、京セラの工場で使う電気になります。農地区分は第 2 種農地その他の農地です。

申請地は、伊佐市大口篠原字諏訪 2024 番 2 ほか 2 筆で、地目は全て畠、地積は 3 筆合計で 1,092 m² です。

所在地は、伊佐市大口中央中学校から北東へ約 1 km に位置しており、東側は非農地、西側は非農地、南側は非農地、北側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、6番農業委員の報告を求めます。
6番農業委員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る12月21日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、9番農業委員、5番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈花北にお住いのTDさんで年齢は36歳です。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市坂之上にお住いのTHさんで市外住民であります。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で農地区分は第3種農地で第一種中高層住居専用区域となっており、転用目的は一般住宅であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大田字横手町19番1で、地目は畠、地積は369m²です。</p> <p>所在地は、大口病院から北東へ約150mに位置しており、東側は宅地、西側は宅地、南側は田、北側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めます。
9番農業委員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る12月21日、申請人の代理人であるK行政書士の立会いのもと、6番農業委員、5番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、熊本県水俣市丸島町にお住いのNTさんで市外住民であります。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口里にお住いのYMさんで年齢は58歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で農地区分は第3種農地で第一種住居区域となっており、転用目的は一般住宅であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2541番1で、地目は田、地積は314m²です。</p> <p>所在地は、伊佐湧水警察署から北へ約500mに位置しており、北側は田、東側、西側は宅地、南側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
	(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)

議長	賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。整理番号4番について、11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農業委員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る12月21日、申請人の代理人であるA行政書士の立会いのもと、4番農業委員、1番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口篠原に所在する有限会社Tです。</p> <p>譲渡人は、神奈川県川崎市多摩区中野島にお住いのOMさんで市外住民であります。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で農地区分は第1種農地でありますが不許可の例外の集落接続施設となっており、転用目的は駐車場であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口篠原字肥シ134番3で、地目は畑、地積は165m²です。</p> <p>所在地は、千束松公民館から南へ約50mに位置しており、南側は宅地、東側は田、北側は非農地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
	(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。整理番号5番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農業委員	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る12月21日、申請人の代理人で

ある M行政書士の立会いのもと、9番農業委員、5番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口元町にお住いの TAさんで年齢は43歳です。

譲渡人は、三重県桑名市陽だまりの丘にお住いの MYさんで市外住民であります。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となつております、転用目的は駐車場及び転回スペースであります。

申請地は、伊佐市大口鳥巣字堂ノ前2037番1で、地目は田、地積は271m²です。

所在地は、園田公民館から北へ約200mに位置しております、東側は宅地、西側は雑種地、南側は山林、北側は田であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。整理番号6番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6について、去る12月21日、申請人の代理人である TSさんの立会いのもと、5番農業委員、15番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社Tです。

譲渡人は、伊佐市菱刈田中にお住いの MTさんで年齢は47歳です。

本申請は、10年間の貸借設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であ

り、農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用であるため不許可の例外に該当します。

申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山 1417 番 54 で、地目は畠、地積は 6,935 m²のうち転用面積は 1,813 m²です。

所在地は、新川地区集落センターから北北東へ約 3 km に位置し現況は遊休農地であり、東側、西側、北側は遊休地、南側は農道であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

太陽光発電事業ですが、太陽光パネル設置枚数 156 枚、発電容量 49.5 kW の計画であります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、事業計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、下部農地における営農計画書、栽培作物についての知見を有する者の意見書、設備の撤去についての同意書等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 6 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 6 番は、処分決定いたしました。整理番号 7 番、8 番について関連事業のため一括での報告をお願いいたします。5 番農業委員の報告を求めます。

5 番 農業委員 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 7 番、8 番について、去る 12 月 21 日、申請人の代理人である T S さんの立会いのもと、7 番農業委員、15 番推進委員、私 5 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、5 番が報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社 T です。

7 番、8 番の譲渡人は、伊佐市大口山野 K に入所されている I N さんで年齢は 89 歳です。

本申請は、賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用であるため不許可の例外に該当します。また、一時転用の期間は10年間と設定されています。農林水産省の運用通知の定めによる取扱基準の荒廃農地を再利用する場合にあたります。

7番の申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山1420番8で、地目は畠、地積は1,134m²のうち転用面積は1.937m²です。

8番の申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山1420番10で、地目は畠、地積は2,274m²のうち転用面積は1.999m²です。いずれも引込柱とパネル支柱の面積となります。

所在地は、楠本川渓流自然公園から南へ約500mに位置しており、南側、東側、北側は遊休地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、事業計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、下部農地における営農計画書、栽培作物についての知見を有する者の意見書、設備の撤去についての同意書等が添付されております。

調査の結果、この2件の申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号7番、8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号7番、8番は、処分決定いたしました。整理番号9番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番 農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る12月21日、申請人の代理人であるKKさんの立会いのもと、11番推進委員、14番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社Tです。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの T Hさんで年齢は67歳です。本申請は、賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用であるため不許可の例外に該当します。一時転用の期間については10年間が設定されています。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山 1215 番 1 で、地目は畠、地積は 1,314 m² のうち転用面積は 2,061 m² です。

所在地は、徳辺簡易郵便局から北へ約 1 km に位置しており、南側は農道、東側は畠、北側は農道、西側は畠であり、周囲に与える影響はないかと思われます。太陽光発電事業ですが、太陽光パネル設置枚数 156 枚、発電容量 49.5 kW の計画であります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、下部農地における営農計画書、栽培作物についての知見を有する者の意見書、設備の撤去についての同意書等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 9 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 9 番は、処分決定いたしました。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 9 件について、9 件が処分決定いたしました。

————— 議案第 4 号 ————

議長 議案第 4 号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号 1 番について、7 番農業委員の報告を求めます。

7 番 農業委員 議案第 4 号「非農地証明願」についてのうち整理番号 1 番について、去る 12 月 21 日に、事務局の立会いのもと、5 番農業委員、15 番推進委

員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私7番が報告します。

申請人の KKさんは、鹿児島市錦江台にお住いの市外住民で、農地所有者である KMさんの相続人代表者です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字弓掛 3903 番 29 で、地目は畠、地積は 1,751 m²です。

申請地の所在地は、新川地区集落センターから南東へ約 10m に位置しており、道路を挟んで隣接しています。周囲の状況は、北側は道路、東側は山林、西側は田、南側は山林であります。

非農地になった時期及び理由としては、所有者が亡くなつてから管理する者がいない状態で親族も遠方に居住していたため 20 年以上耕作がされない状態が続き現在に至っております。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしますと私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 1 番は、非農地証明が決定いたしました。整理番号 2 番について、10 番農業委員の報告を求めます。

10 番 農業委員 議案第 4 号「非農地証明願」についてのうち整理番号 2 番について、去る 12 月 21 日に、申請人の立会いのもと、6 番推進委員、13 番推進委員、私 10 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、10 番が報告します。

申請人は、熊本市北区清水岩倉にお住いの HK さんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字犬之馬場 1837 番 5 で、地目は畠、地積は 142 m²です。

申請地の所在地は、勝蓮寺から西へ約 50m に位置しており、周囲の状況は、南側は道路、北側は宅地、西側は宅地、東側は宅地となっておりま

す。

非農地になった時期及び理由としては、平成10年1月時点で既に耕作されていた事実はなく、これからも耕作予定はないとのことで現在に至っております。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。整理番号3番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番 農業委員 議案第4号「非農地証明願」についてのうち整理番号3番について、去る12月21日に、申請人の代理人であるNさんの立会いのもと、11番農業委員、1番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告します。

申請人は、鹿児島市武にお住いのSNさんです。

申請地は、伊佐市大口里字上ノ馬場1853番4で、地目は畑、地積は328m²です。

申請地の所在地は、大口小学校から南へ約40mに位置しており、周囲の状況は、南側は宅地、東側は道路を挟んで宅地、北側は雑種地、西側は宅地であります。

非農地になった時期及び理由としては、相続する前から山林化しております、鳥獣被害も多く生産性が低くなり耕作ができず、現在に至っております。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。

議長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
	(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成多数。よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。議案第4号「非農地証明願」については、3件申請のうち3件の非農地証明が決定いたしました。
議長	その他、事務局お願いします。
事務局	総会資料の最終ページをご覧ください。12月の月例報告をいたします。5日、12月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され事務局が出席しております。12日、農業者年金合同地区別説明会がさつま町で開催され加入推進副部長及び事務局が出席しております。21日、現地調査を一斉に行いました。本日26日が第9回農業委員会総会です。 1月の行事予定ですが、10日、1月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、24日が現地調査予定。29日が第10回農業委員会総会です。月例報告は以上です。
議長	その他、皆様から何かございませんか。
事務局	11月の総会でお願いしました「地域計画の策定に向けた話し合いが12月20日、西太良コミュニティーを皮切りに始まりました。1月25日まで各集会施設等で開催されますので、農業委員の皆様、推進委員の皆様ご多忙のこととは存じますが、地元校区で開催されますときは、必ず出席くださいようお願いいたします。また、日程等が合わない場合などは、他の地区の会場でも結構ですので必ず出席くださいますよう重ねてお願いします。出席会場で迷われたときは、事務局へご連絡いただければ案内いたしますのでよろしくお願いします。
	地域計画に向けた話し合いについて、参加者への声かけ活動記録にある「地元での声かけ運動」に該当すると思われますので、是非多くの農家さんに参加を呼びかけていただきたいと思います。活動記録につきましても

	よろしくお願ひします。
議長	皆様から何かございませんか。 (「なし」という声、あり。)
事務局長	以上で、令和5年度 第9回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時23分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会長会長.....

伊佐市農業委員 7番.....

伊佐市農業委員 9番.....